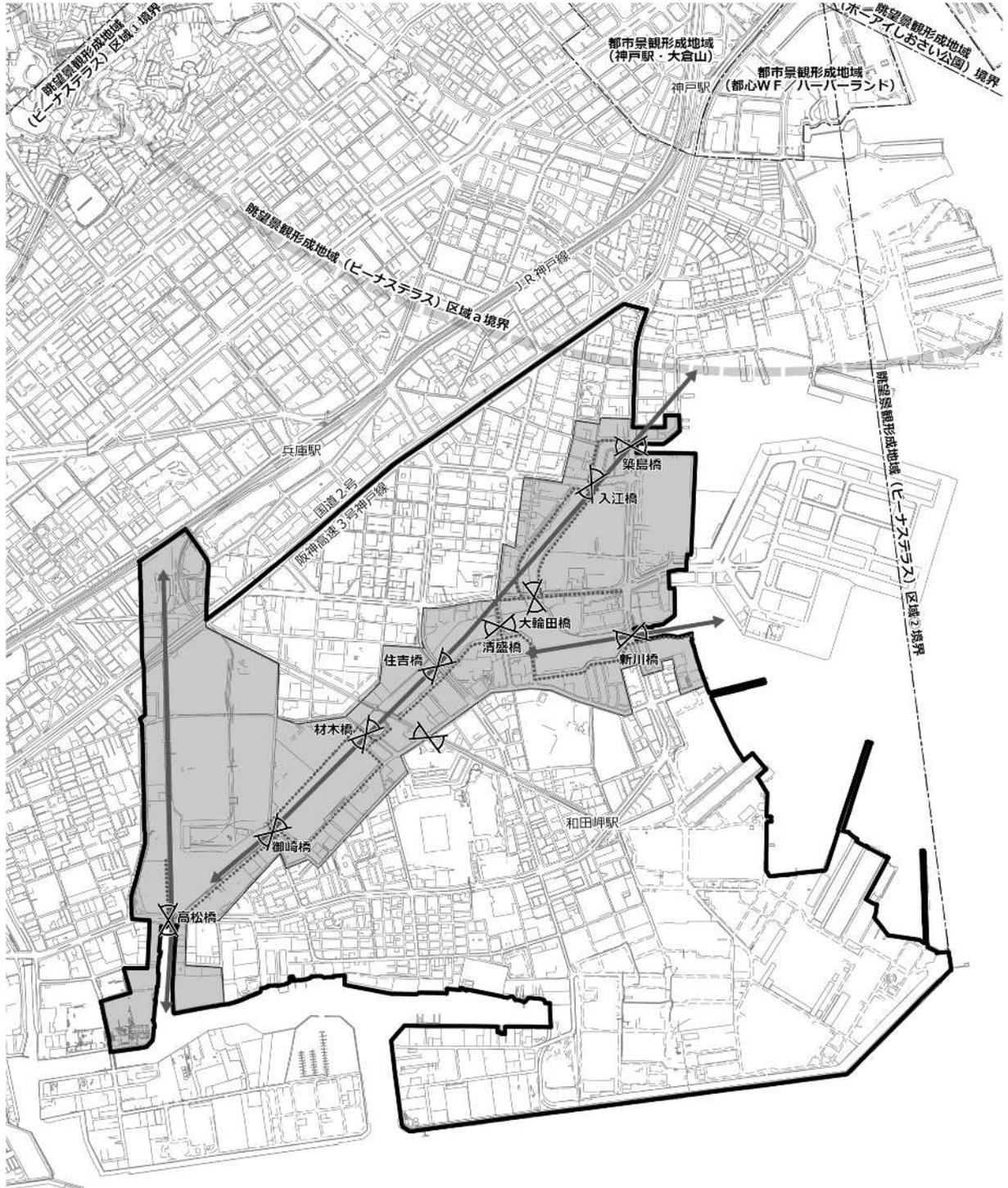


(1) 区域図 (方針図)



	当該地域の区域		眺望軸
	運河沿いエリア		眺望路
	重点地域等の境界		

(2) 良好な景観の形成に関する方針

景観特性

兵庫運河は、和田岬を迂回するバイパスとして1899年（明治32年）に完成した日本最大級の運河で、国際港都神戸繁栄の礎となった歴史的遺産であり、神戸市における特徴的なウォーターフロントのひとつである。

景観形成の目標

兵庫運河は、兵庫区南部地域のまちづくりの核となるものであり、運河周辺に点在する兵庫津の名残を感じさせる史跡や、日本最先端の技術を有するものづくりの拠点、またスタジアムや中央卸売市場など周辺の集客拠点を生かしながら、兵庫運河とその周辺を憩いの水辺や緑にあふれた空間にしていく。

また、運河沿いの回遊性を高めていくとともに、市民が運河を身近に感じられるよう、運河へ誘う景観づくりを進め、各地域の個性を生かした兵庫運河らしい景観形成を図る。

景観形成の基本方針

①主たる眺望点の形成

兵庫運河にかかる橋などからの運河景観及び六甲山系やまちなみへの眺望景観を形成するとともに、運河沿いに憩いの場を創出するなど、新たな眺望点を育成する。

②主たる眺望軸（水景域）の形成

兵庫運河そのものを当地域の主たる眺望軸と位置づけ、運河の水面とそれを囲む建築物について、橋や対岸からの見え方に配慮する。さらに、運河の背景として緑化を推進し、眺望軸に沿った潤いある景観を形成する。

また、市民が日常的に楽しめる空間を育成し、にぎわいのある景観を演出する。

③主たる眺望路の形成

運河沿いの水際空間の親水性を高めるとともに、兵庫運河らしい景観を移動しながら楽しめる、魅力的で連続性のある眺望路を形成する。

④地域資源を生かした景観形成

兵庫運河周辺地域を象徴する建造物や史跡、ものづくりの拠点などの地域資源を生かした景観形成を図るとともに、新たなランドマーク、シンボルの創出に配慮する。

⑤夜間景観の形成

街灯が水面に映る光景や建築物の灯りの演出に努め、魅力的で安全に回遊できる夜間景観づくりを進める。

⑥運河への誘いの形成

兵庫津の道や駅から運河へのわかりやすい案内とともに、運河へ誘い、歴史が感じられる沿道景観を形成する。

(3) 規制又は措置の基準として必要な制限

景観形成基準（運河沿いエリア）

形態又は色彩その他の意匠の制限	基本事項	○形態・意匠は、運河の水面など地域の環境・景観との調和に十分配慮する。														
	壁面のデザイン	○形態や素材、色彩に変化をつけるなど、運河に面し無表情な大壁面をつくらないようにする。 ○運河に調和した壁面デザインとする。 ○分節するなど、長大な壁面をつくらないように努める。														
	色彩	○けばけばしくならないように努める。 ○マンセル表色系による基準は次表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="454 521 1099 687"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根以外の外観</td> <td>R・Y R・Y系</td> <td rowspan="2">6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材によって仕上げられる部分の色彩及び景観形成に配慮された色彩はこの限りでない。 また、各立面ごとに、その面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用しない。</p>		色相	明度	彩度	屋根	－	－	4以下	屋根以外の外観	R・Y R・Y系	6以上	4以下	その他	2以下
		色相	明度	彩度												
	屋根	－	－	4以下												
	屋根以外の外観	R・Y R・Y系	6以上	4以下												
		その他		2以下												
	眺望への配慮	○形態・意匠は、眺望点や対岸からの見え方、背後の山並みへの眺望に配慮する。														
敷地・緑化	○緑化空間や歩行者空間の創出に努める。 ○外構、植栽等は、運河の背景として対岸などからの見え方に配慮すること。 ○運河に面する部分は、敷地緑化を推進するとともに、花木等による演出に努める。															
塀・柵	○運河に面して、塀又は柵を設ける場合は、設置位置、高さ、形態などデザインに配慮し、必要以上に閉鎖的にならないようにする。															
ベランダ等	○ベランダ等を設置する場合は、洗濯物や室外機等が見えない工夫をする。															
建築設備等	○周囲から容易に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、周囲の環境を損なわないように工夫する。 ○屋上部分に設置する場合は、見苦しくならないよう、隠蔽するよう努める。 ○工場設備など、運河に調和し、産業景観に資する場合は、前2項の限りではない。															
その他の付属物等	○付属物を設置する場合は、その形態・材料・色彩を建築物全体及び周囲の環境と十分調和のとれたものとし、目立たぬように工夫する。 ○運河に面して、ベンチ、あずまや、案内サイン及び転落防止柵等の施設を設置する場合は、運河と調和したデザインとするよう配慮する。															
建築物又は工作物の高さ	○周囲の環境及び景観との調和に十分配慮する。															
壁面の位置の制限	○運河の護岸の境界線から外壁等の面までの距離は3m以上とする。ただし、敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。															
壁面後退部分	○運河の護岸の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。															

夜間景観形成基準（運河沿いエリア）

形態 又は 色彩 その他 の 意匠 の 制限	照明	基本事項	<p>○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。</p> <p>○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。</p> <p>○快適で良好な夜間景観の形成のため、建築物及び外構部分等における照明に十分配慮する。</p>
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとす。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p> <p>○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。</p>
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	<p>○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。</p> <p>○眺望点や対岸などからの見え方に配慮した夜間景観の演出に努める。</p> <p>○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>

（４）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成基準

すべての 広告物	基本事項	<p>○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。</p> <p>○けばけばしい色彩を避け、建築物等と一体的なデザインとするよう心がけるとともに、統一感のある景観を形成するよう努める。</p> <p>○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。</p>
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとす。
屋上広告物		○自家用広告物のみとする。

夜間景観形成基準

すべての 広告物	照明	輝度・グレア	<p>○輝度は、周辺環境に配慮したものとす。</p> <p>○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。</p> <p>○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。</p>
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
	映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとす。
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。